



消防署主催による 普通救命講習会を開催



「もし、突然、みなさんの目の前で人が倒れたら、あなたはその人に何ができますか？」
日本では年間約5万人以上の方が、心臓突然死で尊い命を落としています。
通報から救急隊が到着するまでには全国平均で7分以上かかります。この空白の時間に何もしな
かったらどうなるのでしょうか。当然、助かるはずの命も助からなくなります。そこで、1人でも多
くの方が心肺蘇生法を実施できるよう消防署では下記のとおり普通救命講習会を開催いたします。
さあ、みなさんの手で大切な命を守りましょう。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 平成23年3月11日（金）
18時00分から21時00分まで（3時間） |
| 2 | 場 所 | 日高西部消防組合消防署（富川北7丁目1番10号） |
| 3 | 募集人員 | 30名（定員になり次第締め切ります） |
| 4 | 内 容 | （1）心肺蘇生法
（2）AEDの取扱方法
（3）異物除去 |
| 5 | 講 師 | 日高西部消防組合消防署 救急担当職員 |
| 6 | 申込期間 | 平成23年3月1日（火）から3月10日（木）まで |
| 7 | 申 込 先 | 日高西部消防組合消防署救急係宛まで連絡ください
【電話番号 01456-2-1521】 |
| 8 | そ の 他 | 講習受講後に修了証（カード）が発行されます
個人はもちろん団体での申し込みも可能です |



（日高西部消防組合消防署救急救助課救急係）

知っていますか？ 廃棄物の不法投棄・野焼きの禁止

最近、不法処理パトロール等において、廃棄物の不法投棄、簡易な焼却施設や土管・ドラム缶などを用いて剪定枝などを含む家庭ごみや、事業系一般廃棄物を焼却しているところが多数発見され指導されている例があります。

廃棄物の野焼きについては『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されていますので、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が出来ませんので、現在も使用している方は使用しないようお願い致します。

※焼却炉の構造基準とは、（ごみを燃焼室で摂氏800℃以上で燃やせること、外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること）など

廃棄物の不法投棄、野焼きは重い罰則が規定されています。
違反した場合は下記のような非常に厳しい罰則が科せられます。

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこの併科。
法人に対しては、不法投棄等の違反に係る法人重課の罰則が改正されることとなり、
今まで1億円以下の罰金から3億円以下の罰金に大幅に引上げることとなります。

ごみは分別し減量に努め、決められた方法できちんと処分しましょう。

平取町外2町衛生施設組合

〈 野火防止強調期間 〉

3月20日から4月19日まで



消防署では、期間中に消防車両による町内広報及び警戒巡視を実施します。



3月を迎えると雪解けも進み、日一日と春が近づき、屋外での作業が一段と忙しくなるとともに、農家などではあぜ草焼きなどが頻繁に行われるようになりますが、この時季は空気が乾燥し地面の草が枯れている状態で、非常に火災の発生しやすい状況にあります。

日高町でも、毎年あぜ草焼きなどの延焼による野火が発生しており、昨年も3月から4月の期間中に3件の野火が発生いたしました。

野火の発生原因のほとんどが、“不注意やマナーの悪さ”によるものです。

ちょっとした気の緩みが、あなたの命や大切な財産を奪ってしまいますので、火を取り扱うときは一人一人が責任と自覚を持って行動してください。

〔野火防止のポイント〕

- ①消火の準備を必ずする！
- ②火が消えるまでその場所から離れない！
- ③風が強い時は中止する！

※あぜ草焼き等の「火災とまぎらわしい行為」を行う場合は、事前に最寄りの消防署への届出が必要です。

【注意事項】

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、農業・林業又は漁業を営むために必要な廃棄物の焼却（例：あぜ草焼き等）、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんど焼き等）などの一部例外を除き、ほぼ全ての産業廃棄物、一般廃棄物（家庭ゴミ）の焼却が禁止されており罰則の対象となります！

日高西部消防組合 消防署・日高消防団

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

既存住宅における「住宅用火災警報器」の設置義務化が、平成23年6月1日からとなっています。（新築住宅は既に義務化されています。）

設置場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも必要です。住宅火災による犠牲者をなくすため、一日も早い設置をお願いします。

☆☆☆悪質な訪問販売や
点検にご注意下さい！☆☆☆

設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係（TEL 01456-2-1521）

日高支署予防係（TEL 01457-6-2244）

※日高町ホームページにも掲載しています。